

理になったとしても、中世における論理とは異なったものであったといえる。そういった意味で寺内町も中世と近世ではまったく異なった町となったというわけである。

最後に今後の課題に触れておきたいが、重要なことは「自律性」のなかにどのような精神が含まれているかであると思う。この点を解明できれば、仏教教団の様相などもより具体的になっていくであろう。今回は社会的背景からの考察が多かったが、今後はその辺りから寺内町についても考察していきたいと考えている

行基の基礎的研究

——律令国家と呪術性をめぐって——

田 中 丈 博

目 次

はじめに

第一章 先行研究の検討

第二章 行基の活動の検討

第一節 養老年間の活動

第二節 神亀年間及び天平年間の活動

第三節 大仏造立をめぐる行基の活動

むすびにかえて

これまで多くの研究が行われてきた行基について、行基の呪術性、さらには律令国家との関わりについて考察した。

行基については、養老元年の国家による行基への禁圧と、その後の大仏造営への行基の参加及び大僧正就任をめぐる変化があったのか否かが問われてきた。

行基の変化については、律令国家とのかかわりから、大仏造営以降であるのか、それとも大仏造営以前の救済・土木事業の増えた神亀以降であるのか問題とされてきた。

一方、行基の呪術性については、行基の呪術性を強く認める研究

と、呪術性をさほど認めない研究がある。行基に呪術性を認める場合、行基の呪術性は、律令国家との接点としてまた行基における中心的な活動としてとらえる研究が多くみられる。

しかし、行基と呪術に関する研究においては、行基における呪術性をどのようなものとして位置付けるのか、行基のどのような点を呪術とするのか、こうした点に関する先行研究の整理は無く、またそうした整理を行った上での行基における呪術性の評価はなされていない。

本論では、行基の呪術性はこれまでの研究ではどのように位置付けられ、行基のどのような点をもって呪術としているのか、また行基の活動の性格を呪術として位置付けることによって、どのような行基像が形成されるのか、そして行基と律令国家はどのような点において接点を持つことになったのか、という問題について検討した。

第一章では行基に呪術性を認める研究と、認めない研究について検討した。

行基に呪術性を認める研究においては、神亀以降の救済・土木事業の増加から行基に何らかの変化があったとする研究が多く存在する。しかし、この場合は養老元年条にみえる活動が神亀以降も継続して行基の活動にみられるということ、行基に律令国家と同様の呪術生があったとしても、果たしてそれによって、行基の活動において呪術的な活動が目的であったということができるのか、という問題が生じてくる。

一方、行基に呪術性を認めないとする研究では、養老元年条にみえる呪術的な活動はなかったとしている。しかし、この場合は、行基の活動を小さくしてしまうという問題がある。行基の活動に養老元年条に見える呪術的な面がどの程度あったのか、ということをお問う必要がある。

また、行基に呪術的な面がないとする場合、行基が大仏造営へ参加した理由を問う必要がある。この問題に関しては、大仏造営への関与をそれほど大きなものでなかったとする説と、まったく否定する説があるが、これについては行基が大仏造営以後に大僧正に就任している事を考えると、大仏造営参加については、行基の大仏造営参加をどのように評価するのか、ということが問題となる。

第一章では、以上のような点を先行研究の整理から問題として導いた。こうした問題を検討しながら、行基像の再検討を行った。

第二章では、第一節において、養老年間の行基の活動について考察した。この節では、養老年間の行基の活動は乞食行・伝道活動・神呪による病人の救済であったことを確認した。

また、行基の活動は、養老六年の太政官奏によって都において展開することが困難となるまでは、都を中心として行われ、都を離れて以後は、摂津・河内・和泉において展開するとした。

この節では、この段階における行基の呪術性は、病人にたいする神呪による救済はみられるが、そのほかにはないのではないかと提起した。

第二節においては、神亀から天平の活動について考察した。この節では養老年間の活動は神亀以降も継続されており、行基の活動の性格は変化していないとした。救済・土木事業が養老年間とは異なってみえることが行基の変化ではないということを、この節では確認した。

このように考えると、何故行基が大仏造営へ参加したのかという問題が残されることになる。この問題については、次節において検討した。

第三節では大仏造立をめぐる行基の立場について考察した。行基の大仏造営への参加の理由としては、大仏造営参加による得度許可があるのではないかとした。

こうした得度者を得ることに行基が関心を持った理由としては、行基集団の経済基盤が不安定であったということ、行基自身が得度者を育成することによって集団の活動の拡大をはかったということ、この二点が理由ではないかと考えた。

結論として、行基における呪術性については、これをまったく否定することはできないが、これまでの行基の呪術性を強く認める研究とは異なり、行基の呪術性は活動の一部だったのではないかと考えた。

こうした行基の呪術性は、当時の官僧らの活動、すなわち鎮護国家のための祈禱を行う、という活動とは性格が異なるのではないか、という結論に至った。

また、行基の活動には何らかの目的があり、行基はその目的に基づいて活動をしたのではないかと考えた。しかし、そうした行基の活動は、途中で変化していくという結論に至った。

行基の変化の原因としては、聖武朝に至って部分的にはあるが、公認されて以降、行基は集団の活動を安定させ、さらに活動を拡大させるため、得度者を得ることを考えるようになり、これによって行基の活動の自立性が奪われていったからではないかと考えた。

こうした点から考えると、行基が大仏造営へ参加したのは、行基集団を国家の側から公認させるため、さらには行基集団出身の僧侶の活動範囲を拡大するためではないかとした。

このように行基の活動に新しい方向が加わったことによって、以後の行基集団は活動の当初の性格を希薄化していったのではないかとした。このように考えると、行基の変化とは、民衆の間において自立的な活動を行っていた行基が、行基集団の活動範囲を拡大させるため、国家の公認を求めるようになったことによって生じたのではないか、という結果に至った。

以上のような結論に至ったが、行基についてのこれまでの多くの研究によって示された様々な問題点については、なお考察が不十分であったと考える。また、本論考では行基の呪術性と律令国家をめぐる行基の立場について考察したが、禁圧を受ける呪術と国家の呪術のどこに違いがあるのかについての考察が十分ではなかったと考える。今後の課題として考察したい。

また、本論においては、行基の活動の基盤には戒律があるのではないかとした。しかし、この点については、十分に考察できなかった。戒律の問題については、戒師招請の問題や、聖武天皇の受戒の問題とも関連すると考えられる。行基の活動の基盤を考えるとこの点から合わせて考え、今後の課題としたい。

今後、研究を継続し深化していきたいと考えている。

古代の神主について

小 西 秀 徳

目 次

はじめに

第一章 郡司と国造と神主

第一節 問題提起

第二節 国造と郡司

第三節 郡司と国造と神主の関係性

第二章 氏姓と神主

第二節 氏姓

第二節 氏姓と神主の相違

おわりに

はじめに

古代の政治制度は律令制度と氏姓制度である。このふたつの制度下にあつて、古代の官僚たちは職務を執行していた。これらの政治制度と異なる制度は、神祇制度である。神祇関係法令は律令にも記載があることから、律令制度と少なからず関わりをもつものであるが、神祇制度が宗教的な側面を有していることから、律令制度とは区別したのである。神祇関連の職務を掌っていたものは神祇官人と